

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○食品衛生取締条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	一
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(同)	一
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	二
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	(同)	二
○化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	二
○興行場法施行条例の一部を改正する条例	(同)	二
○公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	(同)	三
○理容師法施行条例の一部を改正する条例	(同)	三
○美容師法施行条例の一部を改正する条例	(同)	三
○動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
○クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例	(同)	三
○温泉法施行条例の一部を改正する条例	(薬務課)	四
○薬事法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四
○毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四
○覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例	(同)	五
○麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例	(同)	五
○道路占用料等条例の一部を改正する条例	(道路課)	五
○海岸占用料等条例の一部を改正する条例	(河川課)	五
○流水占用料等条例の一部を改正する条例	(同)	六
○建築士法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	六

条 例

食品衛生取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

食品衛生取締条例の一部を改正する条例

食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 知事は、第十二条第一項第一号及び第四号に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた登録等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

2 知事は、第五条第一項に規定する者(別表第三第一号、第五号、第九号及び第十三号から第四十三号までに掲げる営業の許可を申請する者に限る。)が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正する条例

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例（平成二十二年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除）

2 知事は、第十一条第一項各号に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可等に係る手数料に限り、それぞれ同項各号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除）

2 知事は、第十条第一項各号に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可等に係る手数料に限り、それぞれ同項各号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除）

2 知事は、第十二条第一項各号に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可に係る手数料に限り、それぞれ同項各号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除）

3 知事は、第十二条第一項に規定する者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可に係る手数料に限り、同項に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例(平成六年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

3 知事は、第九条第一項に規定する者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可に係る手数料に限り、同項に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

2 知事は、第七条第一項に規定する者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた検査に係る手数料に限り、同項に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

2 知事は、第七条第一項に規定する者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた検査に係る手数料に限り、同項に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例(平成十二年宮城県条例第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料等の特例)

6 知事は、第十七条第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間(次項において「特例期間」という。)に申請等がなされた登録等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

7 特例期間内に法第三十五条第二項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第三十六条第二項の規定により収容された疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は第八条の規定に

より収容された犬（以下この項において「特例期間内に引き取られた犬等」という。）の飼い主が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて第十七条第一項の費用の負担をしないことが適当と認められるものである場合には、当該特例期間内に引き取られた犬等の飼い主は、当該特例期間内に引き取られた犬等の返還を求めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同項の費用の負担をすることを要しない。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

クリーニング業法施行条例（平成十四年宮城県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除）

3 知事は、第三条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた検査等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

温泉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

温泉法施行条例の一部を改正する条例

温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除）

3 知事は、第二十三条第一項第一号及び第五号から第九号までに掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

薬事法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

薬事法施行条例の一部を改正する条例

薬事法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除）

2 知事は、第九条第一項第一号、第三号、第五号、第八号、第十二号、第十七号、第十九号、第二十五号、第二十七号、第二十九号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる者（同項第三号に掲げる者にあつては同号イに掲げる許可を申請する者を除き、同項第八号に掲げる者にあつては同号ハに掲げる承認を申請する者に限る。）が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

3 知事は、第二十条第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十三号に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた登録等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例

覚せい剤取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

3 知事は、第十六条第一項第六号及び第九号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、覚せい剤原料取扱者の指定証の再交付を申請する者に限る。)が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた指定等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例

麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

2 知事は、第十四条第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる者(同項第二号に掲げる者にあつては、麻薬施用者の免許を申請する者を除く。)が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた免許等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条第一項」の下に、「附則第八項」を加える。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る占用料の徴収期限の特例)

8 占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により占用できなくなったおそれがあると認められるときは、平成二十三年度分の占用料については、平成二十四年三月三十一日までの範囲内において第三条第一項ただし書に規定する徴収期限を変更して徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

海岸占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

海岸占用料等条例の一部を改正する条例

海岸占用料等条例（平成十二年宮城県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る占用料の徴収期限の特例）

4 占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により占用ができなくなったおそれがあると認められるときは、平成二十三年度分の占用料については、平成二十四年三月三十一日までの範囲内において第四条第一項ただし書に規定する徴収期限を変更して徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

流水占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

流水占用料等条例の一部を改正する条例

流水占用料等条例（平成十二年宮城県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る土地占用料の徴収期限の特例）

4 土地の占用期間が翌年度以降にわたる場合において、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により土地の占用ができなくなったおそれがあると認められるときは、平成二十三年度分の土地占用料については、平成二十四年三月三十一日までの範囲内において第四条第三項ただし書に規定する徴収期限を変更して徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の特例）

4 知事は、第七条第一項第二号に掲げる者（二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付を受けようとする者に限る。）が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた再交付に係る手数料に限り、同号に定める額の全部を免除することができる。

5 第八条第一項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる者（二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付を受けようとする者に限る。）が前項の平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものに準ずる者である場合には、平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請する再交付に係る手数料に限り、同号に定める額を納めることを要しない。

附 則

この条例中附則に見出しを加える改正規定及び附則に二項を加える改正規定（附則第四項に係る部分に限る。）は平成二十三年五月一日から、その他の改正規定は同年十月一日から施行する。